

## EU一般データ保護規則（GDPR）への都の対応について

### 1 EU一般データ保護規則（GDPR）の概要

- 対象データ：EU市民に関する個人データ等
- 対象者：上記データの保有主体
- 主な規定等：上記データのEU域外への移転を規制
  - ※ EUが認めた国は適用除外（日本は適用除外とされていない）
- 規制行為等：データの取り扱いが不適切な場合、EU当局から巨額の制裁金のおそれ  
⇒ 最大で2千万ユーロ（約26億円）か年商4%相当の高い方
- 施行日：2018年5月25日

### 2 都の対応・スケジュール

2016年4月27日 【EU】欧州議会でGDPRが決定

2018年3月28日 【日本】個人情報保護委員会が国内企業のGDPR支援を表明

4月9日 【都】庁内におけるEU市民に関するデータ等の利用状況を調査

5月15日 【都】上記調査回答期限

⇒ GDPR施行までに対象局等と連携・対応

25日 【EU】GDPR施行

⇒【都】施行後の状況について情報収集し適宜庁内に情報提供

### <参考> 厳格化が見込まれる個人情報保護対策の例

	現状	今後の対応（例）
事故発生時の対応	・直ちに被害拡大防止、速やかに生活文化局に報告	・ <u>72時間以内</u> に本人及び管轄監督機関に通知
都の保有する個人情報扱う受託事業者がEU内のデータセンターを利用する場合	・国内法令に則して受託事業者を指揮・監督	・国内法令及びGDPRに則して安全管理措置を実施